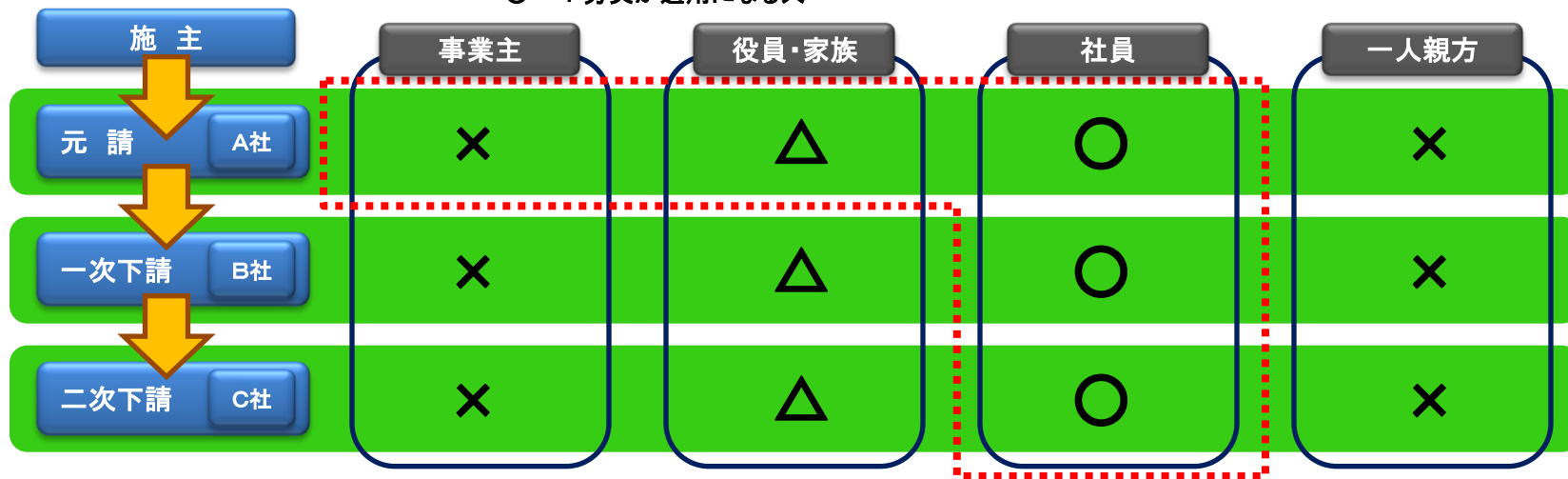


建設業工事現場の労災図

Kビル工事現場

点線：元請(A社)の労災が適用になる人 △：条件付で労災適用になる人
○：労災が適用になる人 ×：特別加入しないと労災が適用にならない人



■ 注 意 点

- ◆ Kビル工事全体の事業主はA社となり労災保険料は全てA社が負担します。（*1）
- ◆ A社が加入する労災が適用となる人はA社、B社、C社の社員やアルバイトです。（*2）
- ◆ ×の労災が適用されない人は各自で労災の特別加入をしなければなりません。（*3）
- ◆ △の該当者は労働者性の有無により社員に該当かまたは特別加入者に該当するか判断されます。（*4）

（*1）下請事業の概算保険料の額が160万円以上又は請負金額が1億9000万円以上の場合下請も事業主となることがあります。

（*2）賃金を支払われる自社が雇用している者をい下請や一人親方は含まれません。

（*3）例えばB社の事業主は自社で、B社の下で働いている一人親方は個人で加入します。

（*4）事業に使用され賃金を受ける者であり、労働者であるかは個々の判断となります。

■ そ の 他

- ◆ ×や△の方が事故にあったら一番にA社の責任が問われます。A社としては現場に入る人は全員労災加入していることを確認をし労災に加入していない人の立入りを禁止するなどの措置をとることが必要です。
- ◆ ×や△の方は事故があった場合労災はきかず、医療費、休業・障害・遺族補償などはありません。また労災加入していないことにより元請さんに迷惑をかけることとなります。